

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 会計・税務 ⑯

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

#### ▽ 税務調査

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号は、税務調査について掲載いたします。

#### 1. 経済的利益

宗教法人は、源泉徴収義務者です。源泉徴収義務者は、給与の支払いや個人に対し報酬を支払う場合には、（源泉）所得税を徴収する義務を負います。

『宗報』（令和2年11・12月合併号）に掲載した通り、宗教法人が代表役員等に対して食事等を現物で支給している場合や、住居を無償で提供しているような場合には、経済的利益が供与されたものとして源泉徴収の対象となります（所得税法第36条第1項）。

そのため、経済的利益についても、源泉徴収義務者（宗教法人）は所得税の徴収義務を負います。

宗教法人の税務調査では、収益事業や消費税及び印紙税等の否認率や追徴税額よりも、源泉所得税の徴収漏れの否認率や追

徴税額が多いのが現状です。

(1) 飲食費

個人が負担すべき飲食費等の費用を宗教法人が負担した場合は、源泉徴収の対象となります。飲食費の領収書のみでその費用が宗教法人で負担すべき費用であることを立証するには、領収書や会計伝票に誰と行ったか等を明記しておきます。個人で負担すべきものでないことを法人側で立証することにより、税務調査時に無用のトラブルを未然に防ぐことができます。

(2) 学資金

代表役員等の子弟を将来の住職にするための大学や資格取得等にかかる学資金については、奨学金等の名目いかんに関わらず、源泉所得税（給与所得）の対象となります（所得税法第9条第1項第15号、所得税法施行令第29条、所得税法基本通達9-14（9-16））。

この規程は、給与課税すると規定しているにすぎず、源泉徴収の対象として給与課税していれば、学資金として支給しても何ら問題にはなりません。学資金を支給する根拠を第三者に説明できるように学資金にかかる取り決めや責任役員会等で支給する旨の決議をしておくことが望ましいです。

2. 収入除外

宗教活動に伴う収入や、宗教法人の資産から生じる収入は、すべて宗教法人の収入としなければなりません。

宗教法人の収入として計上すべきものを住職等個人が消費した場合には、宗教法人から住職等に対して給与の支給があったものとして取り扱われます。

3. 調査による指摘事項

税務署はあらゆる資料から、宗教法人の収入を把握します。その一つとして相続税の申告書があります。相続税の申告書には、マイナスの財産として葬儀代や葬式布施等を計上します。基本的に、マイナスの財産が増えれば、相続税が少なくなります。以下は、実際に起こったトラブルです。

相続人が提出した相続税の申告書に、葬式布施を本来の支払った金額よりも多く記載し申告していたため、税務署は、その金額を調査の元資料として持参し、調査当日に宗教法人の記載している葬式布施の金額との相違を指摘した。会計処理が不完全だったこともあり、宗教法人側が正しいと立証することが困難だった。

対処法としては布施等に対し、領収書を発行することが最善ですが、慣習として領収書を発行しない場合もあると思われれます。日々の伝票・証憑を整然と処理し、布施等の現金収入を小口現金等の支出に充てることなく金融機関に預入をする等、適切に会計処理がなされていれば、宗教法人側の処理が正しいことが立証できたと思います。

## 税務調査はどのように行われるのか？

### 事前通知

通常の税務調査は、調査実施日の概ね1か月～2週間前を目途に調査着手の事前通知が来ます。そのうえで、日程調整を行い、1日～3日（調査内容により日数は変動）の調査日を確定させます。

### 調査当日

調査は通常10時頃臨場し、16時～17時頃に終了します。調査初日の午前中は、法人の概要説明が主となり、取引とそれにかかる金銭の流れ、取引先と交わす契約書類、法人内で作成する書類等の説明があります。

午後からは、午前の話を踏まえて帳簿や契約書等の書類の提示を求められ、記載されている事実と帳簿等との突合

を行います。

2日目以降は、1日目の午後と同様に調査を行い、時間に余裕があれば税務署が必要な情報のための資料等の収集をします。

臨場での調査終了後、必要に応じて反面調査（取引先に対する裏付け調査）や銀行調査（金融機関に取引の確認を行う調査）等を経て、後日、税務署から問題の指摘を受けます。問題がなければ調査は終了となります。

問題点があれば、法人側の見解を踏まえ、双方で問題点を理解したうえで修正申告や更正決定をします。

以上は、代表的な税務調査の手順です。事前通知を行うと不正に改ざん等が行われる恐れがある場合は、抜き打ち調査をする場合があります。

これまで、計16回にわたって、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）の内容に基づき、宗教法人の会計・税務について掲載してまいりました。

現在、宗教法人を取り巻く情勢として、平成20年に施行され

た公益法人の制度改革の影響が及ぶ可能性が指摘されている他、宗教法人の税制の優遇措置を利用した税の申告漏れや脱税、不適切な収益事業の実施、さらには、所轄庁への事務所備付書類未提出等の法令違反に関する報道によって、社会から厳しい目が向けられています。

これらを踏まえ、各寺院が、宗教法人法及び法人規則（寺則）に従った寺院運営と法令遵守義務を徹底し、公益法人として透明性の高い適切な管理運営を行う必要があります。

平成29年から連載しました「寺院の適切な管理運営について」は、寺院活動支援部公開サイト「お寺の情報箱」にバックナンバーを掲載しておりますので、是非ご活用ください。

